

附篇 小字石神出土の石造物

第1節 各石の原状

小字石神出土の石造物は、その出土からおよそ70年を経て飛鳥の地に戻り、現在は昭和50年（1975）に開館した飛鳥資料館の屋内に展示されている。昭和55年（1980）6月には「石造男女像／石造須弥山」という名称で、重要文化財に指定された。このうち、石造須弥山像（以下、「須弥山石」と記す）は3つの石を積み上げた状態で1基としており、飛鳥資料館でも同様に展示している。なお、須弥山石の構造と機能に関しては、その内側の構造も描き出した正確な実測図（fig.172）¹⁾を載せた岩本圭輔の研究が最も詳しいので、あわせて参照されたい。以下、須弥山石と石人像の原状とその機能について、簡単に述べておこう。

須弥山石 基底部の第1石（甲）は高さ96cm、胴回りの最大径は112cmで、口径80cm・深さ40cmの内割りがある。第2石は未発見であるから、第1石の直上に第3石（乙）をそのまま積んでいる。第3石は高さ74cm、直径112cmで、中央部には径22cmの孔が縦方向に貫通している。最上部の第4石（丙）は高さ70cm、直径82cmで、底部の浅い内割りが第3石上面の凸部と勘合する仕組みとなっている。3石を積み上げた状態では、各石の内部や底部の様子は観察できないが、第1石には内割り底部の壁寄りから外面やや下方へと通じている4本の細孔（C）がある。これは「導管を具えたある種の噴水装置」に当たり、第1・2石の内側を満たした液体等を余すところなく噴出させる役割を果たしたと考えられる。また第1石には、内割りの少し外側を貫く縦通孔A・Bがある。このうち、Aは上面近くで、内割りから水平に延びる横孔に通じている。また、Bも上面近くで、外方へと抜ける横孔（スリット）に通じている。岩本圭輔によれば、縦通孔Aは水の取り入れ口で、同Bは余分な水の吐出口であったという。なお、第1石の下面にも浅い割り込みがあり、台座に据えるためのものか。すべて花崗岩製。東京国立博物館蔵。

石造男女像 二人の人物を一体に象った石造物で、通称は石人像。一方の人物は男性とされ、頭には帽を被る。瞼や耳、額の皺などは溝状の彫りで表現している。その胸元には、両手で杯を捧げ持つ彫刻を施していたとみられるが、この部分は縦方向の割れで大きく欠損している。この割れ面には、男像の足元から口吻まで延びる縦通孔が露出しており、男像の胸元から、女像の口腔へと通じる細孔が分岐している様子もわかる。それぞれの口元から液体が噴き出す仕組みであったとみられる。女像は右半身を浮き彫りにしつつ、左半身は男像と一体になっている。このため両像は対せず、女像は男像の右側を向きつつ、その右手を男像の右肩に添えている。口元から噴出する液体は2方向に噴出したと考えられる。花崗岩製。東京国立博物館蔵。

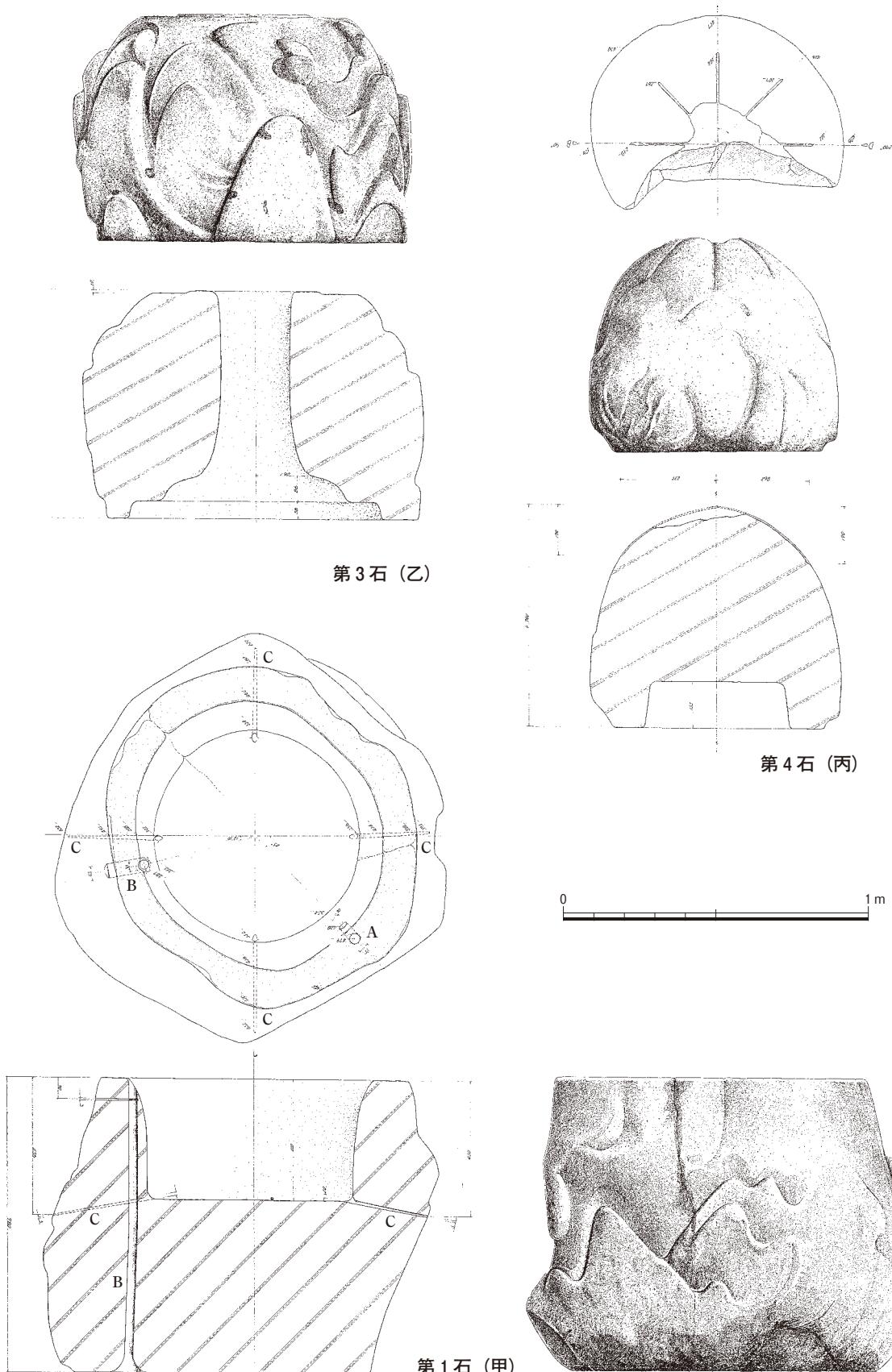


Fig. 172 須弥山石実測図

(註1) 論文に掲載の石造物実測図を一部改変のうえ1:20で掲載)

1) 岩本圭輔「須弥山石の構造」『齊明紀』飛鳥資料館図録第29冊、1996年。

第2節 出土の経緯と須弥山説

高橋健自の観察 第Ⅱ章で一部述べたように、小字石神出土の石造物を広く学界に紹介したのは高橋健自である。彼は明治36年（1903）春頃に大字飛鳥の森家を訪れ、下記の3石を詳しく実見している¹⁾。高橋はその報告で石造物の出土と、それが森家に一時安置された経緯を詳しく述べているので、ここでその関連記事を抜粋しておこう。

「去年の秋、大和高市郡、大字飛鳥に、学校増築の工事ありしとかにて、石材を得んがため、同地の小字石神といふ田地の畔に、大なる石の一部分（即ち甲號の石、南面の上半）露出せるを堀り出でしが、頗る奇形なりしかば、更にその近くを求めしに、また類似せる石を得たり。同村長森氏、のち之を其庭中に保存することとなし。最初に発見せしは甲號の石にして、第二回に発見せしは乙號の石なりといふ。本年春、余も一二回之を観、いかにも面白く感じたりき。然るにその後幾程もなく、同じ場所より、また両面ある石地蔵の如きものを掘出したりと聞きたれば、友人とまたゆきて一覧せしに、こは同地の辻本某の屋敷中に安置せられたり、その頃はこの石人発見後、僅に一週を出でざりしが、近村の老若來り賽するもの少からず、序に去年発見の石を見るものまた漸く多くなりき。かくて参詣人も見物人も、それぞれ解釈を試み、或はさきの石の模様を梵字ならむといひ、或は神代文字ならむといふあり。後の石人をあるいは地蔵といひ、或は聖天などいふに至れり。」

（「飛鳥発見の石製遺物」225頁）

石造物出土
時の聞書き

この記事によれば、いわゆる須弥山石の出土は確かに明治35年で、学校増築（おそらくは飛鳥小学校を指すとみられる）のために水田畦畔に露出していた巨石を堀り出したところ、それが異形の石造物であったため、これらを森家の庭に一時安置していたことが読みとれる。高橋健自がこれらの石造物を観覧したのは明治36年春で、その場所は森家の庭先であったと考えられる。ところが上掲のように、石人像は高橋が甲號・乙號・丙號の各石を観覧した後に発見しているから、その出土は明治36年春以降であったことになる。結局、高橋は新発見の石人像を観覧するために、再び飛鳥を訪れた。そこで辻本家にて、石人像に賽する近在の老若を見、それがにわかに尊崇の対象となったことを知るのであった。なお、高橋論文を収めた『考古界』3-5の巻首には、「大和飛鳥の石造遺物」と題した写真3枚（八木町の小川氏撮影）を載せており、このうちの一葉に写るのは森家の庭先に安置された甲號石であると推測できる。

前節で述べた石造物の原状ともやや重複しているが、高橋が記すところを整理すると、花崗岩で造られた各石の寸法や形状は次のとおりとなる。

甲號石 直径3尺3寸弱×高2尺3寸余（約100×約70cm）で、不整円柱状を呈する。上面より直径2尺7寸×深さ1尺9寸（約80×57cm）の穴を穿ち、その穴の底面と内側面とが接する部分に4つの小孔（イ～ニ）がある。これらの小孔は蝙蝠傘の骨が入るくらいの太さで、それぞれ斜め下へと延びて外面まで貫通している。また、この石造物を垂直方向に貫く2つの小孔（ヘ・ト）と、外側面から小孔（ト）へと通じる孔（ホ）もある。外底面には直径1尺2寸5分×深さ2寸の穴を穿つ。外側面には不規則な彫刻を施している。

甲號石
(第1石)

- 乙 號 石
(第 2 石) **乙號石** 直径3尺3寸弱×高さ2尺3寸5分(約100×約70cm)、周囲は下部に向かうにつれ長さを減じ、上面より最大径2尺7寸5分(約85cm)、最小径8寸5分(約25cm)の漏斗状の穴が貫通している。外側面には岩窟を模したような不規則な彫刻がある。
- 丙 號 石
(第 3 石) **丙號石** 直径2尺5寸×高さ2尺4寸(75×72cm)、穴の直径1尺5寸5分×深さ5寸(47×15cm)。甲號石に似るが粗い作りで小さい。半分欠損しているが全形の推測は難しくない。
- 石 人 像 **石人像** 高さ5尺8寸2分、周長は最も太い部分で6尺6寸5分。2面からなる。片面はやや背が高い人物像で袋状の冠を戴き、筒袖の上衣に着帶し、靴を履き、左手に保持した何かを自らの口元に当てる。もう一方の面はやや背が低い人物像で筒袖の上衣に裳を着け、右手は左の上臂を押さえている。両者の面相は滑稽味を帯び、口から穿った2本の穴は胸部で1本となり、底部まで垂直に貫いている。
- 須弥山説の登場 高橋はこれら4石が古代の遺物であり、甲乙丙の3石と石人像とが同時期のものと考えている。また、ここからは齊明紀3年条の「作須弥山像於飛鳥寺西」、同5年条の「甘禱丘東之川上造須弥山」の記事を引用しながら、齐明朝における都貨羅・蝦夷饗応の史実と、そのたびに造立した須弥山との関係に早くも着目している。そして高橋は、「余は甲乙丙の石は彼の須弥山の残缺にして石人はこれに附属せしものならむと推考せり」と述べたうえで、「誠に甲號石を最下に置き、丙號の石をその上に置き、更に乙號の石を最上部に載せたらむには、自ら須弥山の像を成し、上部より注ぎ入れたる液体の漏りたるは、下部の石槽に溜り、やがて(イ)(ロ)(ハ)(ニ)の小孔より外面に逆出する装置となるべし。」と推定している(fig.173)。この一文では、丙號石を中段に、乙號石を上段としているものの、これは各石の大きさを考慮すると高橋の誤記とみられ、正しくは甲號石の上に乙號石を据え、その上に丙號石を載せる、という案であろう。高橋案がこの通りであれば、それは今日の復元案と大きく変わることはない。なお高橋は、その文末にてこれら以外の石造物がまだ埋まっている可能性に触れ、「十分なる大搜索を行ひし後にあらずば、明かなる解決を見ること難かるべし」と結んでいます。

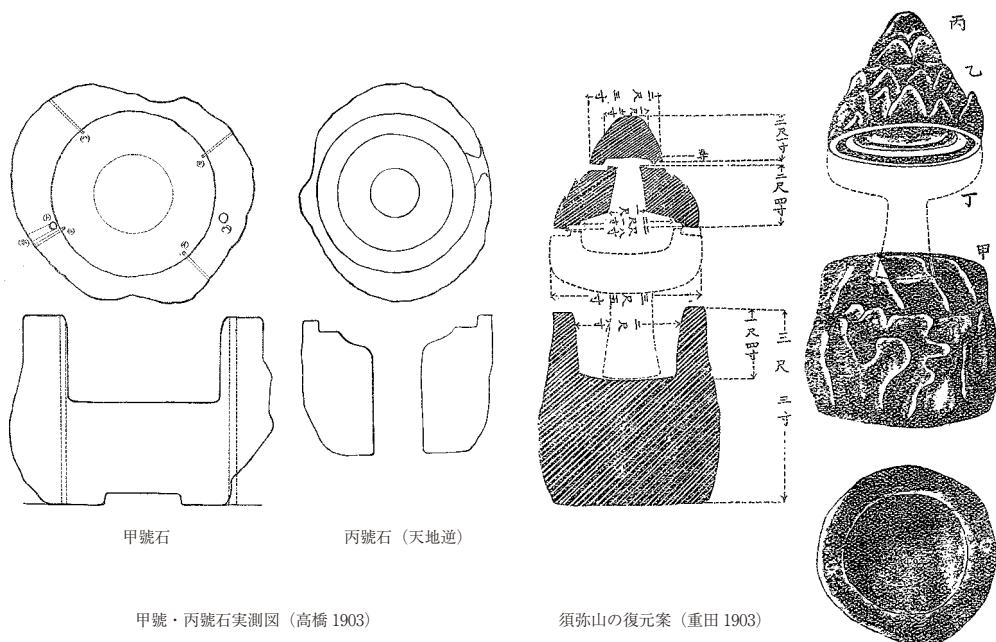


Fig. 173 明治35年時の須弥山石図解 (高橋1903・重田1903より転載)

Tab. 22 須弥山石の寸法

名 称	文献・資料	本体			孔		重量
		直 径 (または「口径」)	高 さ	直 径	深 さ		
第1石	甲號石 (高橋1903)	3尺3寸弱	約100cm	2尺3寸余	約70cm	2尺7寸	80cm 1尺9寸 57cm
	甲號石 (重田1903)	3尺5寸	105cm	3尺3寸	約100cm		1尺4寸 42cm 800貫
	一号石 「發見届」	3尺8寸	114cm	3尺3寸	約100cm	2尺8寸	84cm 1尺6寸 48cm 800貫
第2石	乙號石 (高橋1903)	3尺3寸弱	約100cm	2尺3寸5分	70cm	2尺7寸5分	83cm
	乙號石 (重田1903)	3尺8寸	114cm	2尺4寸	72cm	2尺8寸	84cm 500貫
	二号石 「發見届」	3尺8寸	114cm	2尺5寸	75cm	2尺8寸	84cm 450貫
第3石	丙號石 (高橋1903)	2尺5寸	75cm	2尺4寸	72cm	1尺5寸5分	47cm 5寸 15cm
	丙號石 (重田1903)	2尺3寸	69cm	2尺1寸	63cm	1尺5寸	45cm 5寸 15cm 100貫

でいる。ただし、高橋は須弥山の中段部分が未発見であることは想定しなかったようである。

高橋が須弥山説を開陳したのと同じ巻号の『考古界』誌では、重田定一もこれら石造物を3段に積んで須弥山とし、山岳や廟塔のごとく構築されたと考えている。重田は奈良出張の折、明治36年7月16日に石造物4石を実見し、うち3石は「齊明天皇五年製作の須弥山なりと信ずる」にいたった。³⁾ 重田はその後、この須弥山を図入で解説し、「臼形にして高三尺三寸、周囲一丈四尺乃至五尺、口径三尺五寸、深一尺四寸、量八百貫」を甲號石、「饅頭形にして高二尺四寸、周囲一丈二尺乃至一丈四尺、穴ありて上下に貫通す、その口径下部に在りては二尺八寸、上部に在りては三尺三寸、量五百貫あり」を乙號石、「槲実形にして高二尺一寸、豎に缺損してその小半を逸したり、下部に孔あり口径二尺三寸、深五寸、量百貫あり」を丙號石と呼んだ。次いで、未発見の一石を丁號石とし、甲・丁・乙・丙の順に積み上げた図を示したうえで、その形状の層々相構へて廟塔山岳の如くなるはよく書紀の文に合ひ……」と述べており、⁴⁾ 現在の復元案と大きくは変わらない。各石の寸法や孔の直径・深さは、高橋が測ったそれとは必ずしも一致しない (Tab.22) ものの、本来は四石からなることが最初から想定されていた。

また重田の説くところ、中国には海中博山を象った博山炉という香炉があり、小字石神出土の石造物とは図様が似ている。博山は海中の大高山、つまり須弥山であるから、この石造物は須弥山ではないか、という。このように、小字石神出土の石造物を須弥山に見立て、推古紀や齊明紀に見える須弥山像であると解釈した論説は、出土直後に早くも登場していた。

ところが、重田の須弥山説に関しては反論も出た。重田に論駁した長井行によれば、博山とは天山山脈にある火山・博克達山 (Bogdo-ula) を指し、その奇勝を香炉に模したものが博山香炉であるから、須弥山 (スメール) とは同一視できない。それに「須弥山は重田氏の言へる如きキャベチの如き状をなせるものに非らず、これを譬へば、煉瓦の高き煙突の上に、五重塔の屋根を加へたる如きものにして、齊明紀に高如廟塔とあるは、形容し得て適當なり、故にツクネ芋の如き状をなしたる石造遺物は、決して須弥山に非らず、今回の遺物は齊明紀中のものにあらず、余は諸種の須弥山図を蒐集するも、未だ彼れに似たる如きものを見ず。」と述べ、⁵⁾ 重田説を否定した。要するに長井は、キャベツやツクネ芋のような石造物が、佛説にいう須弥山を模したものであるはずがない、と述べたのである。その言い条は、重田が説く「須弥山」の不格好を強調することで、重田説の不合理を指摘しているようである。ただし長井は、重田のいう須弥山が一体何であるかは述べていない。結局、その性格に関する議論では、須弥山説を超える有力な代案が出なかつたため、小字石神の石造物は須弥山であるというイメージが次第に定着していったものと考えられる。

重田定一の
須弥山説

第3節 石造物の発見届

ここで石造物の発掘と一時保管に関与した地元の人物が、この石造物をどのように取り扱ったかを見ておこう。

奈文研では、須弥山石発見時の届出書類等の写しとみられる複写物と、その翻刻文とを、1つのファイルで保管している。すべての届出が飛鳥村長であった森国松によるもので、須弥山石が東京帝室博物館に編入されるまでの経緯がよくわかる史料である。おそらく、森家に伝わった文書を、あるとき複写したものであろう。この届出等は⁶⁾

- ① 「埋蔵物発見届」(明治36年6月22日付・八木警察署宛 縦書／罫紙1枚)
- ② 「解説書」(縦書・罫紙2枚)
- ③ 「保管受書」(明治36年6月22日付・八木警察署宛 縦書／罫紙1枚)
- ④ 「上願書 写」(明治37年2月7日付・宮内省帝室博物館宛 縦書／罫紙1枚半)

の4通で、便箋に墨で書いた文書である。日付と内容からみて、②が①の付属資料で、さながら別記様式のようなもの。また、③が①の届出にかかる2石の保管証にあたる。これに対し④は、その日付が明治37年2月7日になっていて、届出のおよそ8ヵ月後になっている。矢島恭介によれば、須弥山石や石人像の編入日は明治37年5月18日で、須弥山石は森国松から、石人像は辻本宇吉から奈良県経由で譲渡されたものという。⁷⁾よって④は、編入日の3ヵ月前ものである。以下、①～④の順に、内容を詳しく見ておこう。

森国松の 「発見届」

① 「埋蔵物発見届」

埋蔵物発見届

一石貳個

右別紙解説書ノ通ナル分明治参拾五年

五月頃高市郡飛鳥村大字飛鳥辻本宇吉

ナルモノノ所有地同村大字飛鳥字石神ト云フ田

地ノ畦畔ニ畦畔ノ代リニ据エ有リシモノ

拙者買受掘出候処其石ハ前陳ノ

通畦畔ノ代リトシテ其大体ノ幾分ヲ見シ

アリシモノナルニ依リ埋蔵物ニ（発見届ヲ為スペキモノニ）アラサルモノト解シ（其当時）届

出ヲ為サザリシガ其后今日迄多数観

覧人ノ評ニ依レバ其彫刻等普

通ノ石ニアラサル様子ニ付更ニ御届申上候也

明治三十六年六月廿弐日

高市郡飛鳥村飛鳥

森国松

八木警察署御中

この「発見届」は森国松が、明治36年6月に八木警察署へ提出したもの。この届出によれば、森が小字石神の水田畦畔に露出していた石を買い取り、掘り出したのは明治35年5月頃であった。⁸⁾森はこの巨石の存在を以前から知っており、田植え前に辻本家から買い取り掘り出したことがわかる。その目的は、高橋が伝えているように小学校増築のための用材獲得であったと考えられる。なお森は、発掘時は届出不要と考えていたが、その後これらの石が特別であることに気づき、1年後に発見の届出をおこなったようである。須弥山石の編入が、土地の所有者である辻本宇吉からでないのは、これらの石を森が買い取っていたからである。

② 「解説書」

一 号 ・
二 号 石

解説書

一号

一高サ参寸位周囲拾五尺位ニシテ稍丸形、上
下平カニ切均シ其上ノ切口ハ径三尺八寸位ニシテ其
縁凡五寸位残シ口径貳尺八寸深サ一尺六寸位ニ堀下ゲ其
底ノ四隅ヨリ径一分位ノ細キ穴ヲ外辺マデ堀貫キアリ
又其残シタル縁ニ口径一寸位ノ穴ヲ下ノ切口マデ堀通シ
アリテ其堀通シタル穴ニ向テ上口ヨリ二寸位下リタル所ヨリ
出口径ノ穴ヲ内方ヨリ堀通シタリ又今一ヶ所其縁ニ口
径一寸位ノ穴ヲ下ノ切口迄堀通シ其穴ニ向テ上口ヨリ
凡二寸位下リタル所ニテ外辺ヨリ厚サ一分巾一寸五分位薄
刃包丁ヲ差シ通シタル様ノ穴ヲ通シアリ又下ノ
切口モ平カニシテ其切口ニ径一尺位深サ二寸位堀込ミ
アリ周囲ハ一面ニ何カノ模様ヲ彫刻シアリ（或人ハ神代文字ナラント云フ）
総重量八百貫位

二号

一高サ二尺五寸位周囲拾四尺位ニシテ上下平カニ切
均シ其上ノ口径ハ三尺八寸位内縁ヲ五寸位残シ径
二尺八寸位深サ二寸位堀下又其堀下ゲタル所ニ径二尺
位深サ三寸位堀下ゲ又其堀下ゲタル所ニテ口径壹尺位
丸形ニ下ノ切口迄堀貫キアリ又下ノ切口ハ径一尺五寸
位ニシテ恰モ蜜柑ヲ横ニ切リテ上向キナシタル様ノ大体ナリ
而シ周囲ハ一面ニ何カノ彫刻アリ重量四百五十貫位
丸石ノ格好大略書キ述タルモノノ如ク
書キ尽スヲ得ズ又図面ヲ添付スル筈ナ
ルモ其図面専門家ニアラサレバ尋常ノ事
ニテ詳細ヲ知ラシムルヲ得サルニ依リ添付
セズ

森国松が買い上げて掘り出した2つの石は「解説書」でそれぞれ「一号」・「二号」とされ、寸法や形状等について詳しく説明している。その記事によれば、1号石は直径3尺8寸×高さ3尺3寸で、その内側には口径2尺8寸×深さ1尺6寸くらいの大きな割り抜きがある。「掘通シタル穴」とした導水のための孔の位置や口径も記してあり、これが須弥山石の1段目にあたるのはあきらかである。また、2号石は直径3尺8寸×高さ2尺5寸で、その内側には径2尺8寸と、径2尺の浅い彫り込みがあり、中央には径1尺の掘り貫きがある。解説書では2号石の天地を逆に見立てているようだが、これは須弥山石の2段目にあたるとみてよい。

③ 「保管受書」

保管受書

一石貳個　此度発見届ヲ為シタルモノ

右保管ヲ命セラレラルニ依リ自宅ニ於テ

保管可致候条此受書仕候也

明治参拾六年六月弐拾貳日

高市郡飛鳥村大字飛鳥

森国松

八木警察署御中

「保管受書」の日付は、「発見届」と同じ。したがって、①～③は同じ届出の写しとみられる。森国松から八木警察署に届け出たこの受書には、石2個を自宅に保管する旨が書かれてある。この保管中に、森家の庭先で撮影されたとみられる一号石の写真が、『考古界』3-5の口絵写真に見えることは、上で述べたとおりである。これら一号・二号石が須弥山石の一部であるのはいうまでもないが、帝室博物館に編入された石造物は4石で、うち3石が須弥山石である。しかし解説書や保管受書によれば、森国松が保管していた石は1号石・2号石の2個しかなく、須弥山石の頂部にあたる1石が足りない。須弥山石の3段目は、この保管受書には見えない。

森国松の
上願書

④ 「上願書(写)」

寫

上願書

一石 貳個

右ハ客年御省ノ命ニ依リ差上置候処

此度見積價額書差出方御達ニ相成

候ニ付テハ速ニ價額上申可仕筈之処右

石ハ畏キニ 田中宮内大臣閣下御検分

ノ際一通り上申仕置候通り貳個ノ内壹個ハ

可成宮内省ノ御許可ヲ得テ献納仕度

今一個ハ当地ニ関係アル古石ナルヲ以テ土地
 ニ保存仕置度候間御下戻被下度候其
 下戻ヲ出願スル理由右石発見ノ場所ハ畏多
 クモ人皇十九代
 允恭天皇遠飛鳥宮ノ宮址ニシテ兼テ村
 内有志七人間ニ於テハ大ニ其古跡ノ今日迄
 烏有ニ販シ去リシヲ嘆キ居リシガ此度右古
 石発見ヲ機トシ何トカ一ノ方法ヲ企テ此
 古跡ヲシテ永遠ニ維持セントスルニアリ依之
 其地ニ大関係アル古石ナルヲ以テ一個丈御
 下戻ヲ出願スル次第ニ有之候間何卒
 願□□□御□納被下度上願候也
 明治三十七年二月七日
 奈良県高市郡飛鳥村飛鳥
 □□□□ 森 国松（印）

宮内省
 帝室博物館御中

この「上願書」は、石造物の帝室博物館への編入（明治37年5月）より3ヵ月ほど古い時期のもの。ここには、宮内大臣の検分時に、いちどは一石の現地保存を訴えていたように、やはり「御下戻被下度（御下げ戻し下されたく）」、つまり現地に返還してほしいと書いてある。同年2月の時点で、須弥山石の2石はすでに東京に移動していたことになるか。結局、2石のうちの1石が飛鳥に戻ることはなかったわけだが、森は当地が允恭天皇の「遠飛鳥宮ノ宮址」だと信じており、その顕彰を村内有志とともに企図していたことがうかがえる。

以上の届出等からは、須弥山石は耕作時の不時発見で出土したことではないこと、1石目の出土は明治35年5月頃であったこと、1・2号石は帝室博物館への編入まで森家で一時保管されていたことなどがわかる。ただし、高橋の著述には、石造物は「去年の秋」（明治35年）と「本年春」（明治36年）に出土したとあり、森の「発見届」に見える「明治参拾五年五月頃」とはやや食い違う。また、重田も「本年六月」（明治36年）に埋蔵物4個が出土したと述べており、出土時期について錯誤が著しい。石造物を最初に掘り出した時期に関しては、ここではその当事者であった森の「発見届」に信を置くことにしたい。

石人像出土から譲渡まで いっぽう、石人像の出土はこれら石造物の中で最も遅く、明治36年になってからのことである。というのは、高橋健自が森家で甲・乙・丙號石の3石を実見したのが同年の春頃で、いちど帰京後、新たに「石地蔵の如きもの」出土の報に接したため、再び飛鳥を訪れたと記しているからである。この「石地蔵」は、辻本宇吉が掘り出した石人像のことを指している。したがってこの石造物は森家ではなく、水田を所有する辻本家で保管されたが、高橋が伝えているように参詣人や見物人が多数訪れる事態となっていた。このときの石

石人像と
参詣人

人像の写真が、『考古界』3-5の口絵写真に見える。考古学的遺物が出土後に、「地蔵」や「聖天」として俄かに尊崇の対象となったことは興味深いが、学者であった高橋はむろんこの見方を採らず、その報告文では「石人像」として、客観的な事実のみを伝えている。

高橋の伝聞によれば、小字石神の水田における石造物の出土は明治35・36年の2年にわたり、その機会は少なくとも3度におよんでいたことが知られる。こうして掘り出した石造物は世間の注目を集めることになった。そのうえ森国松の「上願書(写)」によれば、田中宮内大臣がこれらを検分したことがうかがえ、その際には森家で管理している2石のうち1石を献納したい、という話まで出たようである。

**遠飛鳥宮説
と返還運動**

ところが「上願書」には、「今一個ハ当地ニ関係アル古石ナルヲ以テ土地ニ保存仕置度候間御下戻被下度候」ともあり、続けて「右石発見ノ場所ハ畏多クモ人皇十九代允恭天皇遠飛鳥宮ノ宮址ニシテ兼テ村内有志七人間ニ於テハ大ニ其古跡ノ今日迄烏有ニ販シ去リシヲ嘆キ居リシガ此度右古石発見ヲ機トシ何トカ一ノ方法ヲ企テ此古跡ヲシテ永遠ニ維持セントスルニアリ」と、その理由を陳情している。つまり森らは、高橋健自の「允恭天皇遠飛鳥宮ノ宮址」説を信じており、その「宮址」の保存と顕彰のために、1石の返還を願い出たのである。その動機と目的は、現代における史跡や文化財の保護とはやや異なっているものの、飛鳥村長であった森国松とその有志が、石造物出土地をいわば重要な遺蹟として認識し、その顕彰を模索していたことは今後記憶されてよい。しかし、森による石造物返還の陳情は成功しなかった。これらの石造物が明日香村に戻るのは、およそ70年後のことである。

**甲號・乙號
の 献 納**

矢島恭介の著述によれば、小字石神出土の石造物は明治37年(1904)5月18日付で、奈良県経由で東京帝室博物館に移されたという。¹⁰⁾このとき、石人像は辻本宇吉から、須弥山石は森国松からの譲渡となっているから、前者は出土時から譲渡までの約1年間、辻本家に安置されていたと考えられる。なお大字飛鳥には、石造物を畠傍駅まで馬車で運び、亀山経由で名古屋に運んだという伝承が残っている。¹¹⁾石造物の出土から停車場への運搬までの経緯を、明日香村の近・現代史の一コマとして書き残す必要があろう。それは石造物の保存に人知れず尽力した、地元の人びとの物語なのである。

**丙 號 石 の
編 入**

小字石神出土の石造物は、およそこのようにして帝室博物館へと献納されたのであるが、4石の中には献納にいたる経緯がわからない1石がある。高橋のいう丙號石がそれである。高橋健自の報告文と、森国松の「発見届」に見える石造物とを対照してゆくと、森が届け出たのは一号石(甲號石)と二号石(乙號石)との2石であって、高橋がいう丙號石は含まれていないことがわかる。「発見届」と同時に警察署へ提出したとみられる「保管受書」にも、石2個を自宅に安置する旨が書いてあり、丙號石の存在は確認できない。つまり丙號石は、八木警察署への届出前に、森家から他所へと移動していたか、あるいは森家の庭先で長らく保管しない事情がすでに発生していたことになる。現在の森家での聴き取りによれば、森国松は当初、今でも須弥山石と呼ばれている石造物の3石を所有していたが、うち1石を京都の料亭に売却したという。¹²⁾高橋が甲・乙・丙の3石を森家で実見したのは明治36年春であるから、同年6月の「発見届」提出までに、森は丙號石を某所へと売却した可能性がある。ただし、重田が石造物4個を実見したという明治36年7月までは、丙號石はまだ森家に安置されていた可能性も否定できない。いずれにせよ帝室博物館は、丙號石を二番目の持ち主から入手したことになるが、

その編入経緯はあきらかでない。

- 1) 高橋健自「飛鳥発見の石造遺物」『考古界』3-5、1903年。
- 2) 前掲註1)。
- 3) 重田定一「飛鳥京の須弥山」『考古界』3-5、1903年。重田は「本年六月奈良縣高市郡飛鳥村大字飛鳥石神の田畠中より石造の埋蔵物四箇を発掘し志ばらく土地所有者森国松辻本宗吉の私宅に保存せり」と、石造物発見の経緯を紹介したが、森国松の届出等によれば、石造物の出土は明治35・36年の2ヵ年にわたることから、関係者からの聴き取り時に何らかの誤解を生じていたと考えられる。また、所有者の一人である「辻本宗吉」は、おそらくは辻本宇吉とするのが正しいが、「宗吉」という名義は東京帝室博物館の「埋蔵物目録」にも見える。
- 4) 重田定一「飛鳥の須弥山(図入)」『考古界』3-6、1903年。
- 5) 長井 行「博山香炉と飛鳥遺物」『考古界』3-8、1904年。
- 6) これら届出の原本は大字飛鳥の森家に伝存していたと推測できるものの、奈文研がいつ・いかなる経緯で、その複写を入手したかはあきらかでない。そこで、現在の森家にも所在を問い合わせたが、2024年12月時点で、その原本はまだ確認できていない。このため、これら文書の複写物を載せるべきか大いに迷ったが、刊行後に再び見つかる可能性を考慮し、またそういう文書が存在したことを後世に伝える意味で、これらの翻刻を本書で紹介することにした。その理由は①水田畦畔に露出していた石造物を買い取り掘り出した経緯など、高橋健自が「飛鳥発見の石製遺物」(前掲註1)論文に記した内容とほぼ一致すること、②森国松が一時所有していた甲・乙・丙號石のうち、八木警察署に届け出たのは甲・乙號のみで、これが帝室博物館に献納した2石に一致すること(つまり明治37年に献納した2石に漏れた丙號石が、「発見届」や「保管受書」でも見えず、おそらく何らかの事情で、届出前に他者に渡っていたとみられること)、③「上願書 写」に見える「允恭天皇ノ遠飛鳥宮ノ宮址」説は、高橋健自が「遠飛鳥宮と飛鳥寺との旧跡(図入)」(『考古界』2-12、1903年)で論じた説を、石造物を通じての交流があった森国松が引用したものであるとの、以上3点である。要するに①～③は、石造物出土時から東京帝室博物館への献納にいたるまでの間に生じた、当事者であった森国松しか知りえない事実に基づいていると判断できる。これにくわえて、森が献納したのは3石のうちの2石であったとする博物館側の記録(後述)とも矛盾しない。したがって、これら複写物に書かれている事柄は、須弥山石出土時の様子を伝える重要な事実であると認定でき、今は行方不明となっている原本の真正性を保証するものである。これにくわえて、小字石神出土の石造物が後世に残るきっかけを作った、飛鳥村長・森国松の名前が長く記憶されるためにも、これら届出文書の写しには重要な価値が存している。
- 7) 矢島恭介「飛鳥の須弥山と石彫人物について」『国華』58-12、1949年。
- 8) 高橋健自(1903)は、森国松からの聴き取りに拠りつつも、甲號石が出土したのは明治35年秋と述べているが、「埋蔵物発見届」に記された出土時期とは一致しない。本書では、この石造物を実際に掘り出した森の「発見届」を重視し、その出土時期を明治35年5月頃とみなす。
- 9) 高橋健自「遠飛鳥宮と飛鳥寺との旧跡(図入)」『考古界』2-12、1903年。同論文の文末謝辞によれば、この説は高橋が、森国松からの聴き取りに基づいて着想したものとわかる。森もまた、須弥山石のうち1石を地元にとどめるために、高橋説を引用したのである。明治期における学者と地元有力者との交流と、相互の影響関係が垣間見えて興味深い。
- 10) 矢島恭介「飛鳥の須弥山と石彫人物について」(『国華』58-12、1949年)。
- 11) 2023年9月26日に大鳥昌司氏(大字飛鳥)から聴き取り。同氏にこの言い伝えを語った人物はすでに故人であり、石造物出土に関する新たな情報は得られなかった。
- 12) 2022年9月22日に森佳子夫人から聴き取り。夫人は祖父(森国松の子息)から、「1石は京都に行った」と聞かされたという。

第4節 石田茂作の発掘調査と饗宴場説

石造物の出土位置と痕跡 石造物が出土した場所は、小字石神287番の水田西辺である。高橋健自の呼び方にしたがうと、明治35年に甲號石→乙號石の順で相次いで出土し、さらに周囲を探索したところ、明治36年に「石地蔵の如きもの」すなわち石人像を発見したという。これらの記事からは、水田畦畔に露出していた甲號石をまず掘り出し、その後は類似の石を求めて東へと掘り進めたようである。昭和11年（1936）に出土地周辺を発掘した石田茂作の著述によれば、これらの石造物が出土したのは「この田地の北西隅に近く、山形石は三個相接して西より東に並び、石神はその東に倒れ伏していたという。」（158頁）¹⁾ とあり、実際にその付図である「須弥山遺跡発掘実測図」（164頁）では、石造物の出土状態を復元的に描いている（本書第Ⅱ章fig. 6、17頁）。ただしこの描写は、石造物出土時の様子を知る辻本定四郎からの聞き取りに基づいていると思われる。

石田が実施した1936年の発掘調査は、石造物の性格を突き止めるための調査であったから、発掘は石造物の出土地から着手したようである。その結果、そこでは地表下約2尺の深さで川原石の集積を発見し、これを崩さないように調査範囲を拡張したものの、石造物がどのように埋蔵されていたかは、ついに知ることができなかったという。この後、石田は「敷石遺構」（SX327）と石組の「溝」（SD335・435等）とを相次いで発見したため、これら新発見の遺構を追跡するかたちで調査を進めていったが、石造物出土地の精査をおこなうことが当初の目的であったといえる。

1936年調査のトレンチ跡は、その輪郭が概ね判明している（fig.174）。奈文研の第1次調査時に、床土上面でこれを検出していたからである。しかしそのトレンチ跡は、明治35・36年の

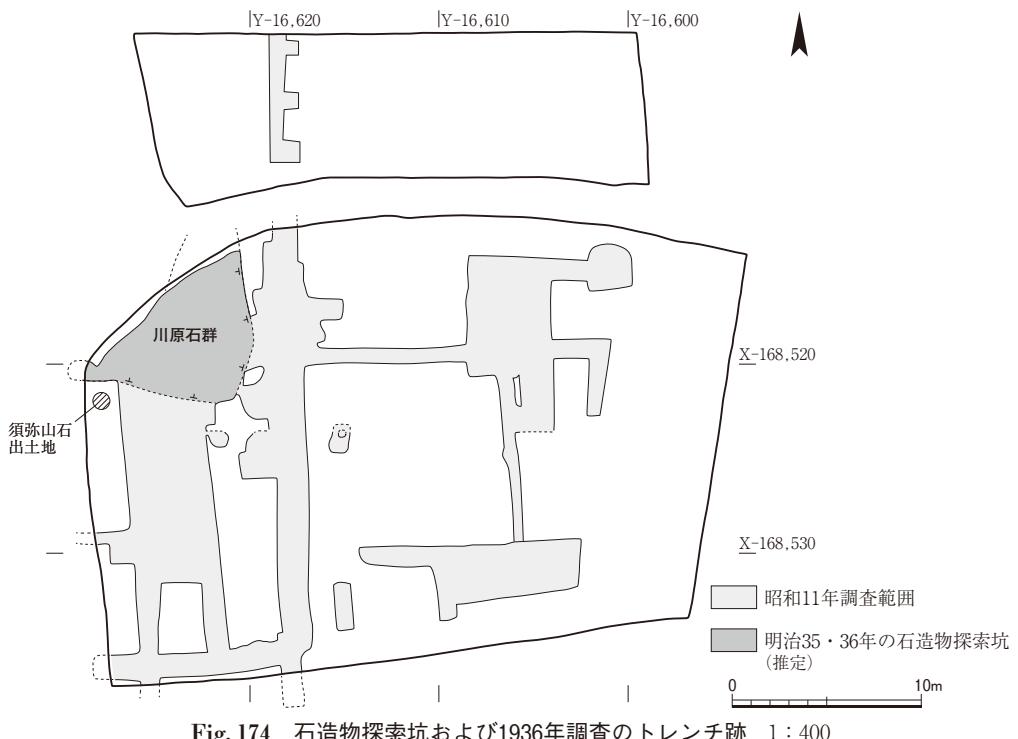


Fig. 174 石造物探索坑および1936年調査のトレンチ跡 1:400

石造物探索坑を含んでいると思われる。例えば、水田の西北部で石田が発見した「川原石群」は、明治時代の石造物探しのときに攪乱を受けた礫層の可能性がある。その回想の中で、川原石群は「人工的に積んだという形ではなくそこに投げ込まれているというかっこう」だったと石田が述べているからである。³⁾ 石造物探索坑と石田のトレンチ跡との区別はできないが、おそらくこの川原石群は、前者の埋め戻し時に再堆積したものと考えられる。

奈文研の発掘調査 小字石神の水田は、その後も長らく重要遺物の出土地として認知されてきた。しかし、この場所が周知の遺跡として「石神遺跡」と呼ばれるようになったのは、奈文研が継続的な発掘調査に着手した1980年代以降である。その第1次調査を実施した1981年には、隣接する水落遺跡で史跡整備のための第2次調査が進行中であった。そしてこのとき、小字石神の水田は、改めて「石神遺跡」と呼ばれ、「飛鳥淨御原宮推定地」としての調査が開始されたのであった。

石神遺跡第1次調査では1936年の調査が、石造物の出土地付近に深く及んでいることがあきらかになった。しかし、その範囲外で花崗岩石造物の痕跡を2ヵ所で検出している。このうち、痕跡SX350は調査区の西端近くにおいて、床土面から掘り込んだ穴の底で検出したもので、幅7~14cmの花崗岩薄層が直径1.0~1.2mの不整輪状に残存した痕跡である。その概要報告では、この痕跡が須弥山石の第1石目（下段）上端に酷似するとし、出土時に天地が転倒していたと考えている。第1石は高橋健自がいう甲號石にあたり、かつて水田畦畔に露出していたものである。床土面から掘り込んだ穴は、明治35年にこれを掘り起こしたときの攪乱坑であろう。いっぽう、痕跡SX344はSX350の東側約7mの地点に位置し、須弥山石の第2・3石目か、あるいは石人像の痕跡とされた（『藤原概報12』）が、その北側は昭和11年調査で深く蚕食されていたため、残されたのは南半分に限られる。石造物が出土した順序や石田の著述を参考にすると、乙號石・丙號石はSX350とSX344との間に埋没していた可能性があるが、この範囲も明治35・36年の石造物発掘時か、昭和11年調査時に深く掘り下げているため、第1次調査ではその痕跡を確認していない。令和5年度に実施した飛鳥藤原第214次調査（第1次調査地の再調査）でも、第1石の出土地付近を精査したものの、SX350は第1次調査時の掘り下げで消滅しているのを確認したにとどまり、石造物に関する新たな情報は得られなかった。また、須弥山石が4石からなると見立てた場合、第4石はなお未発見である。

石造物の痕跡

石造物と遺跡観 小字石神の水田で異形の石造物が相次いで出土してから、すでに120年が経つ。このうち、石人像は当初「石地蔵」、「聖天」などと呼ばれたが、いわゆる須弥山石のほうは出土後すぐに、高橋健自らが齊明紀3年条・5年条に見える「須弥山」に見立てている。⁵⁾ 石田茂作は須弥山説ではなく、噴水塔説を採ったものの、やはり齊明紀5年条に着目し、齊明朝の饗宴場説を唱えるにいたった。このとき石田は、自らの発掘調査で発見した「石敷広場」（SX327）を「甘櫛丘を借景とした饗應の場」に見立て、石組溝（SD330・335等）を「噴水塔」への給水や、饗應時の曲水宴に関連づけることで、須弥山造立地のひとつである「甘櫛丘東之川上」が、この小字石神の水田と見て間違いない、と断定したのである。

この石田説と軌を一にしているのが、矢島恭介の説である。矢島は昭和11年の発掘調査に石田とともに参加し、「飛鳥の須弥山と石彫人物について」という論文をまとめており（『国華』58編、1949年）、発表は石田の「飛鳥の須弥山遺跡」より早い。そこには発見した遺構等の図が

なく、少しあわざりにくい部分もあるが、石積の「溝渠」が「十字路」で西と東とに分かれていた、と述べている。そして「この溝渠の構造から見ると、水は南から引いて、相当豊富な水量を場の入口で調節して、一途は東を迂回して北に進め（SD334-335を指す）、一途は西に引いて屈曲した溝渠を流したもの（SD330-SD331-SD332にあたる）であることは明瞭である。この中央部に山形石と、男女人物像等を据えた」（323頁）と、踏み込んだ解釈を試みている。さらに矢島は、齊明5年条の須弥山造立記事に関連して、「それは単なる須弥山ではなくてここは饗宴場であって、その会場の景物として作られ噴水塔の様なものであり、饗宴の会場は曲水の酒宴に擬して作られた造園であり、人物像は即ちその酒席にあって歓楽の興を添えるバッカスの神であったのではあるまいか」と述べた（324頁）。矢島が主張したいのは、齊明紀で「須弥山の像を造る」と云うのは山形を造ることばかりではなく、饗宴場そのものの施設を意味するものと思われる」（327頁）ということであって、いわゆる須弥山石や石人像を含む、遺跡としての総合的な理解を目指していたようにみえる。

ここで「齊明朝の饗宴施設」という、石神遺跡にまつわる遺跡觀の形成過程を単純化すると、それはおもに齊明朝の須弥山説（高橋・重田説）と、饗宴場説（石田・矢島説）との融合によって作られた、ということになろう。両説に共通しているのは、小字石神周辺が齊明紀に見える、蝦夷饗応の場（「甘櫛丘東之川上」齊明5年3月条）であったという認識である。この特殊なイメージは、石造物の出土から現在にいたるまでの、およそ120年におよぶ調査研究の蓄積が醸成したものである。かくして石田らの饗宴場説は、奈文研の調査では遺跡全体を理解するための枠組として一定の影響を与え、延いては齊明朝の饗宴施設説へと受け継がれた。そしてこの語りは、奈文研の刊行物を媒体としつつ、社会へと広く発信されたのである。⁸⁾

-
- 1) 石田茂作「飛鳥の須弥山遺跡『飛鳥隨想』1972年。
 - 2) なお、石田は須弥山説を探らなかったため、この著述では須弥山石を「山形石」、石人像は「石神」と呼んでいる。
 - 3) 前掲註1) 論文、159頁。
 - 4) SX350は第1次調査の終盤で、その下位にある東西溝SD347を掘り下げる過程で消滅している。その出土レベルを伝えているのは現場で作成した平面図と写真のみである。
 - 5) 前掲註1) 論文。その表題が「飛鳥の須弥山遺跡」であるにもかかわらず、石田はあの石造物を「須弥山と見るむきが多かった」が決定的ではなかったと文中で記しており、須弥山説に対しては懐疑的である。また同書40頁でも、『日本書紀』の記事と対応させて「須弥山であろうといわれたものであろうが、まだ定説とするわけにはいなかい」とし、ほかにも水時計説があったことに触れている。
 - 6) なお石田は、昭和11年調査の概要をごく手短に報告している（石田茂作「飛鳥須弥山遺跡の発掘調査」『考古学雑誌』26-7、1936年）。
 - 7) なお、本書での時期区分や遺構変遷案に基づくと、SD334-SD335はI期、SD330-331-332はII期の石組溝となるので、矢島が考えたように同時期の溝渠とは考えがたい。また、これらの石組溝が「噴水塔」である須弥山石や石人像に水を送っていたという見方も今やできなくなっている。
 - 8) 例えば奈文研編集の展示図録『飛鳥・藤原京展 奈良文化財研究所創立50周年記念』（朝日新聞社、2002年）では、石神遺跡は「服属と饗宴の場」とされ、「蝦夷をはじめとする辺境の民や朝鮮半島の外国使節に対する饗宴の場と考えられる。隣接する水落遺跡とともに、都の威儀を示し、服属を確認するための施設であった。」とする（65頁）。またこの文脈で、「中国や朝鮮半島産の舶來の土器や東北地方の土器が出土しているが、それらは「賓客」たちが飛鳥の地にもたらしたもの」と述べている（68頁）。